

委員会提出議案第7号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年3月25日提出

議会運営委員会委員長 福田 秀章

三田市条例第 号

三田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員（議長を除く。）は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>経営政策常任委員会 7人</p> <p>危機管理部、総合政策部、総務部、財務部、会計課、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉教育常任委員会 7人</p> <p><u>子ども・未来部</u>、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>生活地域常任委員会～予算決算常任委員会 省略</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員（議長を除く。）は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>経営政策常任委員会 7人</p> <p>危機管理部、総合政策部、総務部、財務部、<u>医療政策部</u>、会計課、消防本部（消防署の所管に関する事項を含む。）、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び市民病院の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉教育常任委員会 7人</p> <p><u>こども未来部</u>、健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項</p> <p>生活地域常任委員会～予算決算常任委員会 省略</p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に閉会中の継続審査事件として付議されている事件は、この条例による改正後の三田市議会委員会条例の規定により所管する各常任委員会に付議された事件とみなす。